

相談窓口・制度のご案内

本条例に規定されている、困りごとや悩みごとが相談できる相談支援事業所のほか、7月からスタートする新たな取り組みをご紹介します！

共生社会の実現を目指していくために、ぜひご活用、ご参加ください。

委託相談支援事業所

障害のある人やご家族などからの相談を受け、必要な情報提供や助言を行い、地域での自立生活を支援しています。相談は無料です。

- ▶ 障害者生活支援センター所沢
しあわせの里
☎2921-5566 FAX 2921-6666
- ▶ 生活支援ルームさぼっと
☎2992-7888 FAX 2935-3555
- ▶ 地域生活支援センターぽぶり
☎2008-3244 FAX 2924-3366
- ▶ 地域生活支援センター所沢どんぐり
☎・FAX 2993-8585
- ▶ ところざわ障がい者相談支援センター
☎2929-1705 FAX 2923-4780

条例制定記念シンポジウム

障害のある人もない人も共に認め合い、支えていく社会に必要なことを紹介！

参加者のうちアンケートにご協力いただいた方には、埼玉西武ライオンズ観戦チケットをプレゼントします。

日 7月1日(日)午後 1 時30分～3時30分
(午後 1 時開場)

場 所 所 沢 ま ち づ く り セ ン タ ー

◎会場に直接お越しください。

講 早稲田大学人間科学学術院教授・田中英樹さん、落語家・林家かん平さん、安達阿記子さん(ゴールボール)、竹本圭佑さん(デフバスケットボール)、伊藤優也さん(車椅子バスケットボール)

◎手話通訳と要約筆記があります。

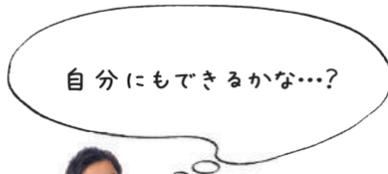
事業者の方へ

障害のある人の利用に配慮した、店舗・事業所を目指す方に朗報です！

合理的配慮のための意思疎通用具の作成や物品の購入、工事の施工などに、最大10万円の補助金が受けられます(8面参照)。

まずは、お気軽にご相談ください。

きっかけは『お手伝いしましょうか?』の一言



聞いてみました!

所沢市障がい者団体協議会
会長 一木昭憲さん



決して特別なことをしてもらう必要はありません。少しお手伝いしてもらうことで、助かることがたくさんあります。

自分でできる場合には、お断りすることもあります。声を掛けてくれる気持ちはとても嬉しいです。



私も、お手伝いしてもらって助かったことがたくさんあります。

スーパーなどで、レジから台まで買い物カゴを運んでくれたり、高い所にあるものを「取りましょうか?」と声を掛けてくれたり。小さなことかもしれませんがとても助かっています。

もちろん、自分でできることは自分でやります。「甘え」や「わがまま」を言っている訳ではありません。自分ではできないこと、困難なことを、少しお手伝いしてもらえれば、助かることがたくさんあるということをぜひ知ってほしいです。

あなたのほんの少しの行動が、共に認め合い・支え合う、笑顔あふれるまちづくりを推進していきます!

障害を自分のこととして考える

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、早くも2年が経過しました。

その間、周知啓発に努めて参りましたが、法律がしっかり浸透したかという点、まだまだだと感じています。

それは、障害のない人が、障害についてどこか他人事であったり、遠い世界のことだと思っているからではないでしょうか。

市では、「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定しました。障害のあるなしに関わらず、誰もが共に認め合い、支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる共生社会の実現に取り組んでまいります。

条例の制定に合わせ、店舗などで筆談ボードの購入や段差の解消など、障害のある人に配慮する場合の補助金を交付する制度を創設しました。

条例を周知啓発するためのシンポジウムの開催やパンフレットの作成、職員による出前講座の実施など、さまざまなやり方で障害への理解を浸透させていきます。

このような取り組みを通して、みんなが障害について、他人事ではなく自分事として考え、お互いを思いやり、共に生きるまち 所沢を力強く展開していきます。

条例の制定にあたっては、所沢市障害者施策推進協議会、(仮称)所沢市障害者差別解消条例検討会の各委員の皆様をはじめ、多くの方々にご協力いただいたことに、心からお礼を申し上げます。

「共生社会」を目指して前進していきましょう!



所沢市長
藤本正人